

IFRS-IC 会議(2019年6月)出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員
 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
 企業会計基準委員会 非常勤委員
 IFRS 解釈指針委員会委員・CMAC 委員

くまがい ごろう
熊谷 五郎

I. はじめに

2019年6月11、12日の日程で、IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。) 会議がロンドン国際会計基準審議会 (IASB) オフィスにて開催された。

今回筆者は、11日午前、12日午前のセッションに、東京のIFRS財団アジア・オセアニアオフィスから、ビデオ会議システムで参加した。また、今回も金融庁の園田周(まこと)氏¹が、証券監督者国際機構 (IOSCO) Committee 1 議長の立場で、発言権のあるオブザーバーとして出席した。

本稿では、本会議における各議案の主な論点、アジェンダ決定案の要旨、筆者の発言を中心に報告する。なお、アジェンダ決定案及び最終化されたアジェンダ決定については「IFRIC Update June 2019」²を、より専門的かつ詳細な内容については企業会計基準委員会 (ASBJ) 桑田専門研究員の記事をご参照いただきたい。

II. 2019年6月IC会議の概要

2019年6月開催のIC会議は、15の議題について討議した。なお、AP番号とは、討議資料 (Agenda Paper) の番号のことであり、その順番は、「IFRIC Update June 2019」に基づく。

主な内訳は、アジェンダ決定案に関する検討7件、アジェンダ決定案の最終化に関する検討4件であった。

(1) アジェンダ決定案に関する検討 (7件)

AP2: 借手の追加借入利率 (IFRS 第16号「リース」)

AP3: リース期間及び賃借設備改良の耐用年数 (IFRS 第16号「リース」及びIAS 第16号「有形固定資産」)

AP4: 非金融資産の為替リスクの公正価値ヘッジ (IFRS 第9号「金融商品」)

AP5-5A: 財務活動から生じた負債の変動の開示 (IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」)

AP7: 不確実な税務処理に関連する負債又は資産の表示 (IAS 第1号「財務諸表の表示」)

1 園田氏の金融庁における役職は、総合政策局総務課国際証券規制調整官 兼 企画市場局企業開示課国際会計調整室長。

2 ASBJによる日本語訳は以下のURLで閲覧可能
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/ifric_201906.pdf

AP8：遅延又はキャンセルに対する補償
(IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」)

AP9：生物資産への事後の支出 (IAS 第41号「農業」)

(2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討 (4件)

AP10：契約を履行するためのコスト (IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」)

AP11：地下権 (IFRS 第16号「リース」)

AP12：暗号通貨の保有

AP13：割引の可能性が制度の分類に与える影響 (IAS 第19号「従業員給付」)

(3) 現在のアジェンダにある項目 (2件)

AP6：不動産を内容とする単一資産企業の売却 (IFRS 第10号「連結財務諸表」)

AP14-14C：交換可能性の欠如 (IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」)

(4) その他の事項 (2件)

AP15：審議会に報告した事項

AP16：委員会の仕掛中の作業

このうち、筆者がビデオ会議を通じて出席、発言したのは、AP3、AP4、AP5、AP12、AP13であった。またAP12については、園田氏からのコメントがあった。以下、これらのアジェンダについて、論点と筆者及び園田氏の発言について報告する。

(1) アジェンダ決定案に関する検討

■AP3：リース期間及び賃借設備改良の耐用年数 (IFRS 第16号「リース」及びIAS 第16号「有形固定資産」)

契約に強制力がある期間 (enforceable period) の決定において、ペナルティの範囲を契約の違約金のみではなく、より広い経済性を考慮すべきか、また、取り外しができない賃借設備改良の耐用年数が論点であった。

IFRS 第16号の関連規定を適用すると、要

望書に記載されたリースの強制可能な期間を決定するにあたり、企業は契約上の解約支払だけでなく、契約のより幅広い経済実態、例えば、当事者がリースを解約しない経済的インセンティブを有していること等が考慮されるべきである、というのがIASBスタッフの見解であった。筆者は、スタッフの分析と、本件を基準設定アジェンダに加えたいという提案に賛成した。筆者の発言骨子は、以下のとおりである。

- 経済的な観点から、あり得るシナリオを一つ一つ分析する、というスタッフのアプローチを支持したい。また、財務諸表利用者としては、契約上のペナルティよりも経済的なペナルティの方が重要である。
- IFRS 第16号の強制適用が始まり、それに基づく財務諸表の利用が実際に始まる前に、作成者の混乱を緩和し、実務のバラつきを抑えるという観点からも、このタイミングで、リース期間がどのように決定され、リースがどのように会計処理されるべきかについて、IFRS-IC としての見解が示されることは時宜に適っていると思う。

■AP4：非金融資産の為替リスクの公正価値ヘッジ (IFRS 第9号「金融商品」)

自己使用目的で保有している非金融資産の為替リスク要素は、ヘッジ対象として指定でき、かつ独立して識別が可能で、信頼性をもって測定可能なリスク要素であるかが論点であった。

為替リスク・エクスポージャーの有無、独立して識別が可能で、信頼性をもって測定可能なリスク要素であるか、リスク管理活動と整合的であるか等、具体的な事実及び状況を検討した上で、消費目的で保有する非金融資産について、純損益に影響を与える可能性のある為替リスクに対するエクスポージャーを企業が有している可能性がある、と結論づけた。

筆者は、スタッフの分析と、本件を基準設定アジェンダに加ええない、という提案に賛成した。筆者の発言骨子は、以下のとおりである。

- 外貨建てで測定される可能性のある資産が、為替変動に伴う公正価値変動のリスクに晒されているのは、明らかだと思う。企業がリスク管理方針を設定して、実際にその方針にしたがって当該リスクを管理しているのであれば、ヘッジ会計を適用しても問題はないと思う。今回の要望書のようなケースでは、むしろヘッジ会計を適用しないと、企業の経済実態を表しているとは言えないのではないか。
- スタッフによるアウトリーチ結果は、今回のようなケースで、ヘッジ会計を適用しているケースは稀であるように思われる。しかし、それにも関わらず、ヘッジ会計を適用する企業もあるという事実は、当期純利益が現実的に重大な為替リスクに晒されており、そのリスクを軽減したいと経営者が考えるケースもある、ということを示唆している。
- リスク管理方針があって、それに基づきヘッジ会計を適用している場合には、その事実を開示して欲しい。また、その事実に加えて、リスク管理方針やヘッジ会計適用対象資産の金額、すなわち為替リスク・エクスポージャーの金額についても開示して欲しい。その意味で、利用者として、アジェンダ決定案に、IFRS 第7号の開示要件への言及がある点は支持したい。

■ AP5-5A：財務活動から生じた負債の変動の開示 (IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」)

2016年にIAS第7号の修正により追加された「財務活動から生じた負債の変動」に関する開示の要求事項が、当該開示目的を満たす開示を提供するのに適切であるかが論点であった。財務諸表利用者からの要望書に基づくものであったが、財務諸表利用者から、IFRS-ICに

要望書が提出されるのは初めてのことであった。

本要望書提出の背景には、IAS第7号の修正により、「財務活動から生じた負債の変動」が開示されるようになったにも関わらず、開示内容が質量ともに極めて不十分である、という財務諸表利用者の不満があった。IASBスタッフによる事前調査でも、調査対象の50%しか要求水準の情報を提供していないことが、明らかとなった。

しかしながら、IASBスタッフは、IAS第7号の開示要件は、企業が適切な開示を行うにあたって、必要最低限の基礎を提供しているとして、基準設定アジェンダ決定案に加ええないという提案を行った。

筆者は、スタッフの指摘するとおり、IAS第7号の開示要求は、開示にあたって最低限の基礎は提供している可能性が高いとした上で、以下のような主旨で反対意見を述べた。

- IASBスタッフは、利用者からのサブミッションを真剣に受け止め、真摯に対応しようとしていることには、利用者代表として感謝する。
- IAS第7号が、必要な開示を行うにあたっての最低限の基礎を提供しているにしても、実際に不十分な開示しか行われていないケースが多数見られる点は問題である。調査対象の50%しか、要求されている水準の情報を提供していないということは、驚きである。
- それにも関わらず、現在の開示水準であっても、監査人も開示内容を承認している。このアジェンダ決定案がそのまま最終化されるとしても、作成者の実務が大きく変わるとは思えない。結果として、投資家の不満は解消しないであろうし、そうした不満が続けば、IFRS-ICやアジェンダ決定に対する投資家の信頼を、決定的に傷つけかねないと思う。
- 本件に関して、十分な情報を提供していない

という作成者の実務を変えるために、すなわち、このアジェンダ決定をより実効性のあるものにするために、好事例を含んだ教育文書、または説明資料をアジェンダ決定に添付する、または別途作成することを提案したい。

本要望書に対しては、現在の会計基準では対応できない、開示の充実を促すのは、IFRS-ICではなく規制当局の責任である等、作成者からの反発は極めて強かった。一方、監査人代表からの文章の修正提案もあり、2日目の会議で新たなアジェンダ決定案が示され、筆者と学界代表の2名を除く賛成多数で可決された。筆者は、新しいアジェンダ決定案に対して、以下のコメントを行った。

- 新しいアジェンダ決定案は、修正前よりも読みやすくなったと思う。IFRS-ICが、このアジェンダ決定案以上のことをできないのであれば、強く反対はしない。しかし、新しいアジェンダ決定案でも、多くの作成者が十分な開示を行っていない、という利用者の評価を変えられるとは思わない。作成者に対して、どのような開示が望ましいかを示す、独立した教育文書か説明文書が必要であると思う。それがIFRS-ICの役割でないのであれば、IASBがそれを担うべきであると思う。

筆者の発言に対して、Sue Lloyd 議長より、「そうした独立した教育文書の開発について検討することは可能であると思う。しかし、このアジェンダ決定が、状況を改善するにあたって、良い出発点となることを期待している。」とのコメントがあった。

(2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討

■AP12：暗号通貨の保有

本アジェンダ決定案では、企業が保有する暗号通貨を会計処理するにあたって、通常事業の過程で販売を目的として保有されている場合に

は、IAS 第2号「棚卸資産」が適用され、IAS 第2号が適用されない場合には、企業はIAS 第38号「無形資産」を暗号通貨の保有に適用すると結論づけている。

本アジェンダ決定案は、14名中13名の賛成で最終化された。筆者は、本アジェンダ決定案の最終化にあたって、以下のコメントを行った。

- 暗号通貨について、基準設定を行うのは時期尚早であると考えている。そういう制約の中で、本アジェンダ決定案は、現在、IFRS-ICとして、我々ができる限界であると思う。
- 新しいアジェンダ決定案では、財務諸表を理解するのに必要な情報について、企業に追加開示を促す文章が追加されたことを歓迎したい。暗号通貨は、新しいタイプの資産であり、現時点では我々の考えも及ばないが、利用者の意思決定に目的適格的で、広く利用される情報となるかも知れない。そうした事態に対応するためには、追加開示を行うことが必要になると思う。

また、発言権のあるオブザーバーとして、IOSCO Committee 1 議長、園田氏から以下のコメントがあった。

- スタッフの分析には敬意を表するし、IOSCOとして分析のすべてに反対する訳ではない。しかし、本アジェンダ決定案に対して、Committee 1メンバーの多くが、分析範囲が狭すぎるのではないかと懸念している。例えば、IFRS 第13号に基づく開示やIAS 第38号「無形資産」の暗号通貨への適用について、より幅広く検討すべきではないか。
- 日本議長下のG20会合でも技術革新・暗号資産が優先課題として取り上げられるなど関心が高いトピックであり、暗号通貨については、IFRS-ICによる解釈ではなく、IASBとしての基準設定も視野に入れるべきではないかと思う。

■AP13：割引の可能性が制度の分類に与える影響（IAS 第19号「従業員給付」）

通常の確定拠出型の退職給付制度に類似しているが、制度資産の運用成果が期待を上回っている場合に、企業が年間掛金を割り引く権利を得るという契約条件の付いた制度が、確定拠出型又は確定給付型のどちらにあたるかが論点であった。

アジェンダ決定案では、「割引の可能性に対する権利の存在は、それ自体では、退職後給付制度がIAS 第19号を適用して確定給付制度に分類される結果を生じさせない。」という分析結果が示された上で、「IAS 第19号の要求事項が、退職後給付制度の確定拠出制度又は確定給付制度への分類を企業が決定するために適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。」という結論を示していた。

本アジェンダ決定案は、14名中12名の賛成で最終化された。本アジェンダ決定案の最終化にあたっての、筆者のコメントは、以下のとおりである。

- 財務諸表利用者の立場としては、企業が晒される最大の年金債務額に関心がある。確定給付型年金というよりは、確定拠出型年金と分類されるべきであると思う。その意味でスタッフの分析を支持するし、新しいアジェンダ決定案についても引き続き支持したい。

Ⅲ. おわりに

今回は、東京のIFRS財団アジア・オセアニアオフィスからビデオ会議システムでの参加となった。今回のハイライトは、AP5-5Aの「財務活動から生じた負債の変動の開示」に関する議論であった。この開示自体、財務諸表利用者

の強い要望を受けて、IAS 第7号の開示要件を修正したものであった。

元々の要望は、企業のキャッシュ・フローをより良く理解するために、かつて英国で義務付けられていた「純債務に関する調整表（Net Debt Reconciliation）」をIFRSにおいても義務付けて欲しいというものであった。そのためには、「有利子負債（Debt）」を定義付けることが必要であったが、それが困難を極めたために、「財務活動から生じた負債の変動の開示」に落ち着いた。しかし、その開示実務が不十分であったために、今回の財務諸表利用者からの要望書提出に至った。

したがって、企業の開示実務が変わらなければ意味がないが、残念ながら、本アジェンダ決定案のままでは、企業の実務は変わらないと考えている。また、ベストプラクティスとは何かを示唆するような教育文書、説明文書に関する記載をアジェンダ決定案に盛り込むことも実現しなかった。筆者としては、IFRS-IC委員になって、初めてIASBスタッフ提案に賛成票を投じなかった。

なお、本アジェンダ決定案に対しては、8月6日付けで、ASBJより、利用者の要望に応えるには、「年次改善等により、アジェンダ決定案で提案されている内容（例えば、企業がIAS 第7号第44A項から第44E項を適用する上で留意すべき事項）をIAS 第7号に反映し、すべての企業が一貫して新しいガイダンスの対象となるよう、IFRS基準の明確化を図るべきである。」との意見書が提出されている。この意見書に対しては、ASBJの非常勤委員として賛成した。

IFRS-ICの唯一の財務諸表利用者代表として、最低限の責任は果たせたのではないかと自己評価している。今後も、財務諸表利用者の視点にこだわって、意見発信を続けていきたい。